



鳥取県公報

平成18年 8月18日(金)
号外第122号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (606) (経営支援課)	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (607) (水産課)	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (608) (＃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (609) (＃)	4

告 示

鳥取県告示第606号

平成18年鳥取県告示第230号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成18年8月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			利子補給率			農業近代化資金の種類
	農業近代化資金 金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	農業近代化資金 金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	

	第1号に掲げる者に貸し付ける場合				第1号に掲げる者に貸し付ける場合		
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金		略	年0.4パーセント	(6) 規則別表第6号に掲げる資金		略	年0.45パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント	(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント

鳥取県告示第607号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
 平成18年8月18日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
利 子 補 給 率						利 子 補 給 率					
漁業近代化 資金融通法 (昭和44年 法律第52	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、		漁業近代化 資金融通法 (昭和44年 法律第52	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第1号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第2号 及び第4号 に掲げる融 資機関が、	法第2条第 2項第5号 に掲げる融 資機関が、	

号。以下「法」という。)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合

同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

号。以下「法」という。)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合

同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)にあっては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

略

略

4 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント
-----------------	---	---	---	-----------	-----------

4 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント
-----------------	---	---	---	------------	------------

5 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント
-----------------	---	---	---	-----------	-----------

5 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント
-----------------	---	---	---	------------	------------

略

略

8 規則別表第7号に掲げる資金	-	-	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント
-----------------	---	---	---	-----------	-----------

8 規則別表第7号に掲げる資金	-	-	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント
-----------------	---	---	---	------------	------------

9 規則別表第8号に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント
-----------------	---	---	---	-----------	-----------

9 規則別表第8号に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント
-----------------	---	---	---	------------	------------

鳥取県告示第608号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年 8月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年2.1パーセント	略	年2.2パーセント	略

鳥取県告示第609号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年 8月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年2.1パーセント	略	規則別表第3号の資金	年2.2パーセント	略
規則別表第7号の資金	年2.725パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.825パーセント	略
その他の資金	年2.1パーセント	略	その他の資金	年2.2パーセント	略